



住みやすい
町に向けた

住宅政策情報

町では、町内への移住・定住を促進するとともに、若い世代が魅力的な住宅を確保できる環境を提供するため、住宅の新築、中古住宅の購入や住宅のリフォームに対し必要な経費の一部を補助しています。

	事業名	補助条件および補助限度額
① 新築住宅への補助事業	若い世代の定住に向けた住宅取得促進事業	町分譲宅地に新築住宅を建設する方 申請者が40歳未満の方（町分譲地売買価格の1/5） 申請者が30歳未満の方（町分譲地売買価格の2/5）
	多世帯近居住宅支援事業（新築）	新たに直系親族と近居する方（ただし、直系卑属の単独世帯は除く） 同一小学校区域またはおおむね徒歩5分圏内 補助限度額50万円（対象経費の10/10） ※ 県内の建設業者で施工の場合
	定住に向けた住宅新築促進事業	町内に新築住宅を建設し、居住する方 申請者世帯全ての所得が、児童手当所得制限限度額を超えない世帯 補助限度額50万円（対象経費の1/10）
	南越前町住宅政策ふるさと企業活性化奨励事業	町内に町内建設業者により新築住宅を建設し、居住する方 町の住宅関係補助制度に採択（新築住宅）されていること 申請者世帯全ての所得が、児童手当所得制限限度額を超えない世帯 補助限度額30万円（定額） ※ 町内の建設業者で施工の場合
② 中古住宅への補助事業	空き家住まい支援事業（購入）	空き家情報バンクに登録されている住宅の購入 町外から移住された方または町内に移住して2年以内の方 18歳未満の子供と同居する世帯 結婚5年以内の新婚世帯 多世帯近居をする者（空き家情報バンクに登録されていない住宅でも可） 補助限度額60万円（対象経費の1/3）
③ リフォーム住宅への補助事業	多世帯同居リフォーム支援事業	新たに同居世帯数が1以上増加する方 間取りの変更、バリアフリー、手すりの設置、段差解消などの増改築、改装等 補助限度額90万円（対象経費の1/2） ※ 町内に本店、営業所を有する業者
	空き家住まい支援事業（リフォーム）	空き家情報バンクに登録されている住宅のリフォーム 町外から移住された方または町内に移住して2年以内の方 18歳未満の子供と同居する世帯 結婚5年以内の新婚世帯 多世帯近居をする者（空き家情報バンクに登録されていない住宅でも可） 空き家を賃貸する空き家所有者 補助限度額60万円（対象経費の1/3）
④ 空き家活用への補助事業	空き家家財処分支援事業	空き家情報バンクに登録または南越前町空き家情報に掲載されている空き家家財の運搬・処分に要する経費 空き家の所有者または空き家を賃貸借する方（所有者と利用者が2親等以内でないこと） 補助限度額5万円（対象経費の1/2）
	空き家適正管理促進事業	町内に存する空き家の適正な管理を行うために要する経費 空き家の外観調査、内部換気（2か月に1回以上）など 補助限度額3万円（対象経費の1/2）
⑤ 耐震診断・改修への補助事業	木造住宅耐震診断等促進事業	昭和56年5月以前に着工された在来軸組構法または枠組壁工法による一戸建て住宅の診断士の派遣に要する費用補助 自己負担額1万円
	木造住宅耐震改修促進事業補助金	耐震診断を行い、診断評点が1.0未満の木造住宅の耐震改修工事に要する費用補助 【全体改修】補助限度額80万円（工事費の23/100以内） 【部分改修】補助限度額30万円（工事費の23/100以内）
⑥ その他補助事業	吹付アスベスト調査事業	町内に存する民間建築物の吹き付けアスベスト調査費用 補助限度額25万円/棟（調査費用から消費税を差し引いた額）

申込み・問合せ 建設整備課 ☎ 0778-47-8003

ご不明な点がございましたら、お気軽にお電話ください。

※補助事業は予算の範囲内または、募集件数に達し次第打ち切らせていただくことがありますのでお早めにご相談ください。